○厚生労働省告示第三百四十六号

食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第十四条（同令第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定により、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第四十八条第六項第三号及び同令第九条第一項第一号に規定する厚生労働大臣の登録を受けた養成施設（以下「登録養成施設」という。）として、次のとおり登録したので、同令第二十条第一号（同令第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき公示する。

平成二十四年四月二十七日

厚生労働大臣　小宮山洋子

登録養成施設の名称及び所在地	登録年月日
名寄市立大学保健福祉学部栄養学科 北海道名寄市西四条北八丁目一番地	平成二十四年三月七日
大阪工業大学工学部生命工学科食品科学コース 大阪府大阪市旭区大宮五丁目十六番一号	平成二十四年三月八日
淑徳大学看護栄養学部栄養学科 千葉県千葉市中央区仁戸名町六百七十三番地	平成二十四年三月十三日
広島工業大学生命学部食品生命科学科 広島県広島市佐伯区三宅二丁目一番一号	平成二十四年三月二十二日
大阪府立大学生命環境科学域応用生命科学類植物バイオサイエンス課程食品衛生コース 大阪府堺市中区学園町一番一号	平成二十四年三月二十三日
静岡理工科大学理工学部物質生命科学科バイオ食品化学コース 静岡県袋井市豊沢二千二百番地の二	平成二十四年三月二十三日

○厚生労働省告示第三百四十七号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第二項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十七条第一項の規定に基づき、都道府県が行う補助金等の交付に関する事務（平成二十年厚生労働省告示第三百三十七号）の一部を次のように改正し、平成二十四年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから適用することとしたので、同条第四項の規定に基づき告示する。ただし、平成二十三年度以前の年度の予算に係る補助金等の交付に関する事務（平成二十四年度以降の年度に繰り越された補助金等の交付に関するものを除く。）については、なお従前の例による。

平成二十四年四月二十七日

厚生労働大臣　小宮山洋子

表中（項）東日本大震災復旧・復興水道施設災害復旧事業費の補助金等の名称の欄を次のように改める。

（項）　東日本大震災復旧・復興水道施設災害復旧事業費
（目）　水道施設災害復旧事業費補助
（目細）　簡易水道等施設災害復旧費補助
（目細）　水道水源開発等施設災害復旧費補助（県に係るものを除く。）
（項）　東日本大震災災害復旧等事業費
（目）　水道施設災害復旧事業費補助
（目細）　簡易水道等施設災害復旧費補助
（目細）　水道水源開発等施設災害復旧費補助（県に係るものを除く。）

○農林水産省告示第千百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年四月二十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　岩手県一関市厳美町字市野々原一三、四六、五〇の二、五〇の三、五七の一、五七の二、六〇の一、一〇七の一、一〇八の二四二から一〇八の二四五まで

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字市野々原四六・五〇の二・五〇の三・五七の一・六〇の一・一〇七の一・一〇八の二四二から一〇八の二四四まで（以上九筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県庁及び一関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年四月二十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　群馬県吾妻郡中之条町大字山田字高沼二五五七、大字赤岩字中室一四四四の五、利根郡川場村大字天神字滝平六二六の三、字立石八七五から八七七まで、字砕矢乙一〇〇三、一〇〇四、一〇一〇、一〇一一、一〇一四から一〇一七まで、一〇二乙、一〇二三乙、一〇二四、一〇二五、一〇三七、字阿弥陀沢一〇五三、一〇五四（次の図に示す部分に限る。）、一〇五七の一、大字門前字阿弥陀沢二五九七、字立石二六三〇から二六三三まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年四月二十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　福井県あわら市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　潮害の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福井県庁及びあわら市役所に備え置いて縦覧に供する。）